大分県保健所窓口予約システム導入業務

に係る公募型プロポーザル実施要領

**１　趣旨**

　　本実施要領は、大分県保健所窓口予約システム導入業務について、公募型プロポーザル方式により、契約候補者を選考するために定めるものです。

**２　事業者選定の概要**

（１）主催者及び事務局

　 ア　主催者　大分県

　 イ　事務局　大分県生活環境部食品・生活衛生課食品衛生班

住　所　〒870-8501 大分県大分市大手町３丁目１番１号

　　　 電 話 097－506－3051

ＦＡＸ 097－506－1743

　　　 電子メールアドレス a13910@pref.oita.lg.jp

ホームページ

https://www.pref.oita.jp/

（２）大分県保健時所窓口予約システム導入業務に係る提案競技選定委員会

　　　　契約候補者の選定は、委員（以下、「選定委員」という。）により構成する大分県保健所窓口予約システム導入業務に係る提案競技選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行います。

（３）選定方式

　　　　契約候補者は、公募型プロポーザル方式で行います。

　　　　審査は、応募者の提出した書類に基づいて審査を行い、最優秀提案者１者を選定し

ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 審査内容 | 選定数 |
| 1. 大分県保健所窓口予約システム導入業務仕様書（以下、「仕様書」という。）で定める業務についての提案書【任意様式】 2. 見積書【任意様式】 | 最優秀者　１  次点者　　１ |

（４）主なスケジュール（予定）

募集の公告　　　　　　　令和7年3月10日

様式の交付期間　　　　　令和7年3月10日～3月21日

質問書提出期限　　　　　令和7年3月17日

質問への回答　　　　　　令和7年3月18日

参加申請書等の提出期限　令和7年3月19日

提案書等の提出期限 令和7年3月21日

選定結果の通知　　　　 令和7年3月31日

**３　応募資格**

応募資格を有する者は、参加申請書の提出期限日において、次に掲げる（１）～（１３）の要件の全てに該当する者とします。なお、資格要件の確認のため、関係機関に照会する場合があります。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

（２）都道府県、政令指定都市、中核市または特別区において、予約システムの導入実績があること。

（３）別添の外部サービス要件確認表に適合していること。

（４）業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。

（５）県との情報共有に必要な通信設備を有し、常時連絡がとれる体制が整っていこと。

（６）大分県競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

※登載されていない者は必要書類を提出し、審査を受けること。

（７）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基 づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画、又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を 除く。

（８）破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされてないこと。 （９）大分県の指名停止を受けている期間がないこと。

（１０）国税及び地方税の滞納がないこと。

（１１）宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。

（１２）特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者でないこと。

（１３）自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

（ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（イ）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（ウ）暴力団員が役員となっている事業者

（エ）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

（オ）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

（カ）暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

（キ）役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者

（ク）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

**４　審査に係る手続等**

（１）本実施要領及び参加申請書等の様式の交付期間等

　　ア　交付期間

　　　　　令和7年3月10日から3月21日17時まで

　　イ　交付方法

　　　　　県のホームページにアップロードするのでダウンロードしてください。

（２）質疑応答

　　　　質問書【様式１】は、電子メールでのみ受け付けます。質問に対する回答は、県のホームページに掲載します。

　　　　質問を受け付けると、受け付けた旨の通知メールを送信します。受付通知メールが届かない場合は、事務局までお問い合わせください。

　　ア　質問書の提出期限

　　　　　令和7年3月17日15時（事務局必着）

　　イ　質問への回答

　　　　　令和7年3月18日

　　ウ　その他

　　　　　質問への回答事項については、本実施要領の追加又は修正とみなします。

（３）参加申請書等

　　　　以下の提出書類について、令和7年3月19日17時までに電子メールにより提出してください。

　　ア　参加申請書等の提出書類

　　　　・参加申請書【様式２】

・参加資格誓約書【様式３】

・事業者概要【様式４】

　　イ　参加申請書等の提出先

　　　　　大分県生活環境部食品・生活衛生課

　　　　　E-mail：a13910@pref.oita.lg.jp

　　ウ　受付番号の通知

　　　　　参加申請書等を提出した応募者には、事務局から電子メールで受付番号を通知

　　　　するので、提案書等には全て受付番号を明記してください。

（４）資格審査

　　　　参加申請書等の提出が行われた場合、必要に応じて応募資格を備えているか審査を行います。

　　　　資格審査の結果は、令和7年3月21日に事務局から電子メールで通知します。

（５）提案書等

　　　　以下の書類について、令和7年3月21日15時までに電子メールにより提出してください。メールに添付するファイルはパワーポイント、Word、Excel又はPDFとします。

　　ア　提案書等の提出書類

　　　　・提案書【任意様式】

　　　　　なお、提案者からの独自の提案がある場合は、提案書に記載すること。

　　　　・見積書【任意様式】

　　イ　提案書等の提出先

　　　　　　大分県生活環境部食品・生活衛生課

　　　　　E-mail：[a13910@pref.oita.lg.jp](mailto:a13910@pref.oita.lg.jp)

（６）審査及び結果通知

　　ア　審査は、応募者の提出した書類に基づいて審査を行い、最優秀提案者１者を選定します。

　　イ　審査委員会における審査は、別紙「審査基準」に基づき評価します。

（７）選定結果の発表

　　　　選定結果については、大分県のホームページで選定結果を公表するとともに、応募者全員に結果を電話及び書面で通知します。（令和7年3月31日を予定）

　　　　なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

**５　契約する業務内容等**

（１）業務名

　　大分県保健所窓口予約システム導入業務（以下、「導入業務」という。）

（２）業務の内容

　　ア　本業務は、本県が実施する「大分県保健所窓口予約システム導入業務」を受託するものです。

　イ　契約に際しては、業務の詳細について本県と受託者で確認を行います。

（３）業務委託料の限度額

　　　　3,135,000円(税込)とします。

（４）導入業務の契約等

　　ア　審査で選定された最優秀者を導入業務の契約候補者とし、契約締結協議を行います。

　　イ　提案書等の提出者が１者となった場合は、各審査委員の合計点の平均が６割以上であれば、契約候補者とします。

　　ウ　最優秀者が本事業者選定以後に「６ その他（１）失格事項」に該当すると認めら

　　　れた場合、本県と最優秀者の本業務委託契約締結交渉が不調となった場合、又は、都合により最優秀者が辞退した場合は、次点者を契約候補者として契約交渉を行います。

　 エ 本事業者選定以後、業務実施体制が著しく変わった場合、又は、「６ その他（１）

　　 失格事項」に該当すると認められた場合は、契約候補者としての地位を取り消す場

合があります。また、本契約締結後においては、その契約を解除する場合があります。

**６　その他**

（１）失格事項

　　　　次の各号のいずれかに該当する者は、失格とします。

　　ア　参加申請書等及び提案書等に虚偽の記入をした者

　　イ 見積価額が、「５ （３）業務委託料」の限度額を上回る者

　　ウ　参加申請書の提出期限日現在において応募資格がなく提案書等を提出した者、又は、参加申請書の提出期限日から委託契約の前日までの間に、応募資格を有しなくなった者

　　エ　参加申請書等及び提案書等の作成留意事項、提出方法及び提出期限に適合しない

　　　者

　　オ　提案書等を複数案提出した者

　　カ　選定委員又は関係者と本計画に関する接触を行った者

　　キ　提案書等に盗用した疑いがあると選定委員会が認めた者

　　ク　その他、選定委員会が不適格と認めた者

（２）提案書等の取扱い

　　ア　提出後の提案書等の追加、修正、差し替え等は認めません。

　　イ　提案書等は返却しません。また、必要に応じて補足資料等を求める場合があります。

　　ウ　提出された提案書等は、応募者に無断で本業務の受託者選定以外の目的に使用し

　　　ません。

　　エ　提案書等の選定を行う際、必要な範囲において参加者に通知することなく複製を

　　　作成することがあります。

（３）参加の辞退

　　　　「参加申請書」を受理した後、提案競技への参加を辞退する場合は、令和7年3月21日15時までに辞退届【様式５】を上記２（１）の事務局に提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。また、封筒に「保健所窓口予約システム導入業務に係る公募型プロポーザル辞退届」と朱書きすること。

（４）費用負担

　　　　提案書等の作成及び提出に係る費用等のプロポーザル参加に係る費用は、応募者

　　　の負担とします。

（５）使用する言語、通貨及び単位

　　　　日本語、日本国通貨及び計量法（平成４年法律第51号）に定める単位とします。文

　　　字サイズは１０ポイント以上とします。